

## 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第2期中期目標（案）の概要について

### （1） 目標の概要

#### <根拠法令等>

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条の規定により、設立団体の長（知事）が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するもの。

#### <中期目標期間>

中期目標期間は5年間とする。

現在の中期目標（目標期間：平成22年度～平成26年度）が平成26年度末で期間満了となるため、見直しを行い、次期中期目標（同：平成27年度～平成31年度）を策定する。

#### <中期目標において定めるべき事項（法第25条第2項）>

1. 中期目標期間
2. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
3. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
4. 財務内容の改善に関する事項
5. その他業務運営に関する重要事項

#### <策定手続>

県評価委員会の意見聴取の後、県議会の議決を経て、公表する。（法第25条1項、3項）

### （2） 策定の方向性

社会保障・税一体改革において、医療サービスの機能強化と同時に重点化・効率化に取り組み、2025年に向けて医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ることとされている。

現在の中期目標を基本としつつ、その達成状況及び今後の医療を取り巻く環境の変化を見据えて、

- ・ 県総合医療センターは三次医療圏の中核病院としての役割
- ・ 県立多治見病院は東濃地域の中核病院としての役割
- ・ 県立下呂温泉病院は飛騨南部地域の中核病院としての役割

を發揮し、県民が必要とする安全・安心・良質な医療水準の向上を図るため、新たに中期目標を策定する。

### （3） 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成26年 8月 県評価委員会から中期目標（案）について意見の聴取
- ・ 平成26年 9月 パブリックコメントの実施
- ・ 平成26年11月 県評価委員会に対して、中期目標（案）の最終報告
- ・ 平成26年12月 県議会議決・法人へ指示

## (4) 全体構成

### 目次

- 1 前文
- 2 中期目標の期間
- 3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 3-1 診療事業
    - 3-1-1 より質の高い医療の提供
    - 3-1-2 患者・住民サービスの向上
    - 3-1-3 診療体制の充実
    - 3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携
    - 3-1-5 重点的に取り組む医療
  - 3-2 調査研究事業
    - 3-2-1 調査及び臨床研究等の推進
    - 3-2-2 診療情報等の活用
  - 3-3 教育研修事業
    - 3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実
    - 3-3-2 医師、看護師、コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施
  - 3-4 地域支援事業
    - 3-4-1 地域医療への支援
    - 3-4-2 社会的な要請への協力
    - 3-4-3 保健医療情報の提供・発信
  - 3-5 災害等発生時における医療救護
    - 3-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実
    - 3-5-2 【総合医療センター、多治見病院】他県等の医療救護への協力
    - 3-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立**
    - 3-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮**
  - 3-6 【総合医療センター】重症心身障がい児の入所施設の運営**
    - 3-6-1 【総合医療センター】医療的ケアが求められる障がい児の医療・療育体制の整備**
    - 3-6-2 【総合医療センター】在宅支援体制の充実**
- 4 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - 4-1 効率的な業務運営体制の確立
    - 4-1-1 効果的な組織体制の確立
    - 4-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用
    - 4-1-3 【多治見病院、下呂温泉病院】人事評価システムの構築
    - 4-1-4 事務部門の専門性の向上
    - 4-1-5 コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底**
    - 4-1-6 適切な情報管理**
  - 4-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善
    - 4-2-1 多様な契約手法の導入
    - 4-2-2 収入の確保
    - 4-2-3 費用の削減
- 5 財務内容の改善に関する事項
  - 5-1 経常収支比率
  - 5-2 職員給与費対医業収益比率
- 6 その他業務運営に関する重要事項
  - 6-1 職員の就労環境の向上
  - 6-2 県及び他の地方独立行政法人との連携
  - 6-3 医療機器・施設整備
  - 6-4 法人が負担する債務の償還に関する事項

## (5) 策定の概要

### 1. 前文 (略)

### 2. 中期目標期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

### 3. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 3-1 診療事業

##### 1. より質の高い医療の提供

- ・ 県内医療水準の向上
- ・ 優秀なスタッフの確保**及び育成**
- ・ 科学的根拠に基づく医療の推進、クリニカルパスの推進、**チーム医療体制の充実、  
メдикаカードの導入などITの活用**
- ・ 医療事故の未然防止や**院内感染対策など**医療安全対策の徹底

##### 2. 患者・住民サービスの向上

- ・ 待ち時間等の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の整備、**インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンの推進**、医療に関する相談体制の充実など患者の利便性の向上
- ・ 病院運営に関し、患者及び地域住民の意見を取り入れサービスへ反映

##### 3. 診療体制の充実

- ・ 患者の動向や医療需要の変化に即した診療部門・専門外来の充実や見直しなどの診療体制の整備・充実

##### 4. 近隣の医療機関等との役割分担及び連携

- ・ **病院・病床機能の分化・強化を図るとともに、地域連携クリティカルパスの活用など地域の医療機関との連携の充実強化**
- ・ **救急医療コミュニティシステムを利用した医療画像等の患者情報の共有**
- ・ **円滑に在宅医療・療養へ移行するため、他の機関との連携を充実強化し**、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供  
など病病連携・病診連携の一層の推進

## 5. 重点的に取り組む医療

<p>【総合医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高度・先進医療、急性期医療及び政策医療など県民が必要とする医療の重点的な実施</li><li>・特に、「救命救急医療」、「心臓血管医療」、「周産期医療」、「がん医療」、「女性とこども医療」</li><li>・<b>こども医療については、小児救命救急センターの設置など、拠点として機能を充実</b></li></ul>
<p>【多治見病院】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高度・先進医療、急性期医療及び政策医療など県民が必要とする医療の重点的な実施</li><li>・特に、「救命救急医療」、「周産期医療」、「がん医療」、「精神科医療」「感染症医療」</li><li>・<b>がん医療については、新たに整備した高精度放射線治療装置などによる先端医療に加え、緩和ケア病棟と在宅での一貫した緩和ケアが受けられる体制を充実</b></li></ul>
<p>【下呂温泉病院】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高度・先進医療、急性期医療及び政策医療など県民が必要とする医療の重点的な実施</li><li>・<b>特に、専門的なりハビリ治療の実施など、予防から治療・回復に至る一貫した高度・専門的な医療の提供に加え、へき地医療の拠点病院として診療所への医療支援、高齢人口が多い地域性を踏まえた診療科機能の充実、在宅療養支援の充実</b></li><li>・第2次救急告示病院としての役割を維持</li></ul>

### 3-2 調査研究事業

#### 1. 調査及び臨床研究等の推進

- ・高度・先進医療の各分野における研究の推進
- ・研究機関や企業との共同研究などの促進

#### 2. 診療情報等の活用

- ・医療総合情報システムをより有効に活用し、診療等で得た情報を医療の質の向上に活用するとともに、他の医療機関などへの情報提供

### 3-3 教育研修事業

1. 医師の卒後臨床研修等の充実
  - ・臨床研修医及び専門医（レジデント）の積極的な受け入れ
  - ・大学病院や他の臨床研修病院との連携
  - ・臨床研修プログラムの開発など卒後臨床研修等の充実
2. 医師、看護師、コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施
  - ・医師・看護師・コメディカルをめざす学生の実習の受け入れ、救急救命士など地域医療従事者のスキルアップなどのための研修の実施・充実

### 3-4 地域支援事業

1. 地域医療への支援
  - ・高度先進医療機器の共同利用促進、開放病床の利用促進
  - ・医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援
  - ・【総合医療センター】県におけるへき地医療対策の円滑かつ効率的な実施
  - ・【下呂温泉病院】地域医療学の研究と地域医療に携わる医師の養成
2. 社会的な要請への協力
  - ・鑑定・調査・講師派遣など社会的要請への協力
3. 保健医療情報の提供・発信（3-2 調査研究事業から移動）
  - ・病院が有する保健医療情報を公開講座などにより県民に発信

### 3-5 災害等発生時における医療救護

1. 医療救護活動の拠点機能の充実
  - ・岐阜県地域防災計画に基づく医療救護の実施
  - ・【総合医療センター】基幹災害医療センターとしての機能の充実強化
  - ・【多治見病院】災害拠点病院としての機能の充実強化
2. 【総合医療センター、多治見病院】他県等の医療救護への協力
  - ・他県の大規模災害等への災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

### 3. 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立

- ・大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画の作成及び訓練の実施

### 4. 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮

- ・指定地方公共機関として、業務計画に基づく新型インフルエンザ等患者の外来診療、入院者の受入、重症症例の治療等の実施
- ・【多治見病院】感染症指定医療機関として、東濃地域の医療機関に対し医療情報の提供など指導的な役割を発揮

### 3-6 【総合医療センター】重症心身障がい児の入所施設の運営

#### 1. 医療的ケアが求められる障がい児の医療・療育体制の整備

- ・ 医療型障害児入所施設の運営
- ・ 訪問教育を実施する受け入れ体制の整備
- ・ 入所児に対する各種施設・設備を活用した療育及び機能訓練プログラム等の実施

#### 2. 在宅支援体制の充実

- ・ 障がい児を持つ家族支援サービスのための短期入所機能の整備
- ・ 入院障がい児の円滑な在宅移行を支援するための各種訓練や在宅医療・療育相談の実施
- ・ 在宅移行後の医療支援の実施

### 4. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 4-1 効率的な業務運営体制の確立

##### 1. 効果的な組織体制の確立

- ・ 経営効率の高い業務執行体制の確立
- ・ 危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立

##### 2. 診療体制、人事配置の弾力的運用

- ・ 医療需要の変化に対応した診療科の変更や医師・看護師等の配置
- ・ 多様な雇用形態の活用と専門職の活用

##### 3. 【多治見病院、下呂温泉病院】人事評価システムの構築

- ・ 具体的な目標と成果に基づく新たな公平で客観的な人事評価制度の構築

##### 4. 事務部門の専門性の向上

- ・ 病院特有の事務に精通した職員の確保・育成による事務部門の専門性を向上

#### 5. コンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底

- ・ 業務執行におけるコンプライアンス（法令や倫理の遵守）の徹底

#### 6. 適切な情報管理

- ・ 情報セキュリティ対策の推進

#### 4-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

##### 1. 多様な契約手法の導入

- ・多様な契約方法の導入による契約事務の合理化

##### 2. 収入の確保

- ・病床利用率や医療機器の稼働率の向上等による収入の確保
- ・**国の医療制度改革や診療報酬改定等に対する速やかな対応**

##### 3. 費用の削減

- ・多様な契約方法の導入による費用の削減

#### 5. 財務内容の改善に関する事項

##### 5-1 経常収支比率

- ・100%以上の達成・維持

##### 5-2 職員給与費対医業収益比率

- ・目標値の設定と達成・維持

#### 6. その他業務運営に関する重要事項

##### 6-1 職員の就労環境の向上

- ・柔軟な雇用形態の導入、育児支援体制の充実など就労環境の整備
- ・医療従事者の必要数の確保による勤務環境の改善

##### 6-2 県及び他の地方独立行政法人との連携

- ・他の法人との連携による人事交流の推進

##### 6-3 医療機器・施設整備

- ・病棟などの施設や医療機器の計画的な整備

##### 6-4 法人が負担する債務償還に関する事項

- ・債務の確実な償還

(備考)

太字ゴシック箇所は、新たに追記する事項